## 令和6年度~

## 障がい者虐待の通報があった場合の流れ

通報·届出

関係機関・相談窓口





## 通報・届出・相談窓口

障がい福祉課 虐待防止・事業者指導担当(障がい者虐待防止センター)

土・日・祝日・夜間の緊急の場合は、区役所代表電話

身体・知的障がい 精神障がい 障がい援護課 各保健センター等 基幹相談,権利擁護係 (中央本町・竹の塚・江北・千住・東部) 各援護係 (中部・千住・東部・西部・北部) 障がい福祉センター 自立生活支援係

通報受付・対応等の引き継ぎ







養護者による 障がい者虐待 障がい者福祉施設従事者等による 障がい者虐待

使用者による 障がい者虐待

身体・知的 障がい援護課

基幹相談・

権利擁護係※

精神 管轄の 各保健セン **4** —

身体・知的 障がい福祉課 虐待防止・事業者 指導担当※

精神 中央本町地域・ 保健総合支援課 精神保健係

身体・知的 虐待防止・事 業者指導担当 基幹相談・

権利擁護係※

精神 中央本町地域· 保健総合支援課 精神保健係

※各援護係は本人支援(保護・措置等含む)や養護者支援を担当

緊急性の判断 保護・ 事実確認・ 介入等 各対応機関にて対応方針の協議(コア会議=管理職含む) 複合事案は相互に連携

事例の蓄積 取りまとめは、虐待防止・事業者指導担当 関係機関等(警察・消防・消費者センター)とのネットワーク構築 事実確認

都へ報告・通知 労働局(国)と協力対応 ※ 就労継続A型は 施設従事者等の対応も行う